

沖縄県農林水産部が発注する建設に係る委託業務の最低制限価格設定要領

平成27年3月12日
農総第2508号
〔一部改定 令和元年5月27日〕

(趣旨)

第1条 この要領は、農林水産部が発注する建設に係る委託業務（以下「委託業務」という。）において、契約の内容に適合した履行を確保するため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号以下「自治令」という。）第167条の10第2項（自治令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき落札者を決定する場合の最低制限価格設定に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約担当者：知事又はその委任を受けて契約を締結する者をいう。
- (2) 特定調達契約：物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年12月28日沖縄県規則第83号。）の適用を受ける委託業務の契約をいう。

(対象となる委託業務)

第3条 本要領の対象は、農林水産部が競争入札により発注する（総合評価落札方式を除く。）業務のうち、予定価格が100万円を超える測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務、現場技術業務、補償関係コンサルタント業務、建設関連維持管理業務とする。ただし、特定調達契約に係るものを除く。

(最低制限価格の設定)

第4条 前条に規定する委託業務において、契約の内容に適合した履行が行われないと判断する最低制限価格を設定し、この価格を下回る価格の入札については失格とする。

2 最低制限価格は、沖縄県財務規則（昭和45年5月15日沖縄県規則第12号）第129条に基づき、予定価格に次の(1)～(7)に示す業務の区分により算出した割合を乗じて得た額の合計額を基準として定めるものとする。また、合計額に「0.995」から「1.005」の範囲内のランダム係数を乗じることができるものとする。

ただし、(1)から(7)までの合計額が予定価格の10分の7に満たない場合、最低制限価格は、予定価格に10分の7を乗じた額とする。

(1) 測量業務

- ア 直接測量費の額
- イ 測量調査費の額
- ウ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額

(2) 建設コンサルタント業務（土木関係）

- ア 直接人件費の額
- イ 直接経費の額
- ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額

ただし、「森林整備保全事業の調査・測量・設計等を外注する場合の取扱要領」に基づく場合は、「上記アの『直接人件費』を『直接人件費及び労務費』と読み替える。

なお、業務価格の内訳費目が、直接人件費、直接経費（積上計上）、諸経費（直接人件費の120%）及び技術経費（技術的難易度に応じて設定）で構成される場合は、以

下を適用する。

- (ア) 直接人件費の額
- (イ) 直接経費の額
- (ウ) 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
- (エ) 技術経費の額に10分の6を乗じて得た額

(3)地質調査業務（磁気探査業務を含む）

- ア 直接調査費の額
- イ 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額
- ウ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額
- エ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額

(4)現場技術業務

※上記（2）建設コンサルタント業務（土木関係）と同じ。

(5)建設コンサルタント業務（建築設計及び監理業務）

- ア 直接人件費の額
- イ 特別経費の額
- ウ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額
- エ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

(6)補償関係コンサルタント

- ア 直接人件費の額
- イ 直接経費の額
- ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額

(7)建設関連維持管理業務

- ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

（予定価格調書への記載）

第5条 予定価格調書に最低制限価格の欄をもうけ、前条の基準により算出した最低制限価格を記載する。

（入札に参加しようとする者への周知）

第6条 入札執行者は、第3条に規定する委託業務の入札にあたっては、入札公告又は入札通知書及び入札説明書において、次に掲げる事項を記載し、入札をしようとする者に周知するものとする。

- (1)最低制限価格が設定されていること。
- (2)最低制限価格を下回る入札を行った者は、失格となること。

（入札の執行）

第7条 入札の結果、最低制限価格を下回る価格での申込みをした者がある場合は、当該入札者に対して、第4条の規定に基づき失格と告げること。

- 1 前項の規定にかかわらず、電子入札システムにより入札を執行する場合は、前項の最低制限価格を下回ったことによる失格の通知を電子入札システムによる通知をもって代えることができる。

附則

この要領は、令和元年6月1日から施行する。